N_{27} ＝0.023 N_{28} ＝0.0113 N_{29} ＝0.0122 N_{30} ＝0.00180	N_{27} ＝0.010 N_{28} ＝0.0114 N_{29} ＝0.0023 N_{30} ＝0.0018
$N_{令元}$＝0.00119 $N_{令2}$＝0.00191	$N_{元}$＝0.00119
［略］	［同左］
$P_{令元}$＝0.04835 $P_{令2}$＝0.00021	$P_{元}$＝0.00002
［略］ V_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た上水道水源開発施設事業出資債、上水道広域化施設整備事業出資債、高度浄水施設整備事業出資債、老朽管更新事業出資債、上水道未普及地域解消事業出資債及び上水道災害・安全対策事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］ W_{20} ＝0.02392 W_{21} ＝0.02301 W_{22} ＝0.02259 ［略］ W_{27} ＝0.020 ［略］ W_{29} ＝0.0110 ［略］	［同左］ V_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た上水道水源開発施設事業出資債、上水道広域化施設整備事業出資債、高度浄水施設整備事業出資債、老朽管更新事業出資債、上水道未普及地域解消事業出資債及び上水道安全対策事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］ W_{20} ＝0.02394 W_{21} ＝0.02302 W_{22} ＝0.024 ［同左］ W_{27} ＝0.009 ［同左］ W_{29} ＝0.0020 ［同左］
$W_{令元}$＝0.00107 $W_{令2}$＝0.00172	$W_{元}$＝0.00107
V'_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た広域化推進事業出資債の額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	V'　令和元年度に発行について同意又は許可を得た広域化推進事業出資債の額（千円未満に端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
$W'_{令元}$＝0.00143 $W'_{令2}$＝0.00229 X　精神病床数	W'＝0.00143